

令和7年度（令和6年分）申告用 農業申告のしおり

郵便による市県民税申告書提出のお願い

- 市県民税申告書は、原則として「郵便」による提出をお願いしていますので、申告書に必要事項を記入後、収支内訳書などの必要書類を添付して、市民税課に送付してください。
- やむを得ず、申告会場又は窓口にて申告を行う場合には、収支内訳書の事前作成にご協力ください。

【お問い合わせ・申告書送付先】
東広島市役所 財務部 市民税課
〒739-8601 東広島市西条栄町8番29号
TEL (082) 420-0910（直通）
FAX (082) 422-6810
<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/>

目 次

1 農業所得申告が必要な人	… 1
(1) 農業所得とは	… 1
(2) 農業所得を正しく計算するために	… 1
2 収入金額の書き方	… 2
(1) 農作物などの販売金額	… 2
(2) 家事消費・事業消費	… 2
(3) その他の農業収入	… 2
3 必要経費の書き方	… 3
(1) 必要経費の一覧表	… 3
(2) 事業専用割合	… 4
(3) 農業に係る税金	… 5
(4) 減価償却費の計算	… 6
4 災害により固定資産等に損害が生じた場合の取扱	… 9
5 農事組合法人からの支払金などの申告	… 10
6 書き方の例	… 11
(1) 償却資産台帳	… 12
(2) 農業収支整理表	… 14
(3) 収支内訳書	… 16
(4) 農業用簡易帳簿	… 18

様式集（切り離してお使いください。）	… 20
---------------------------	------

- | |
|--|
| <ul style="list-style-type: none">○ 償却資産台帳○ 農業収支整理表○ 収支内訳書○ 農業用簡易帳簿 |
|--|

1 農業所得申告が必要な人

1月1日から12月31日までの1年間に農業を営み、農作物の販売金額などの収入から農業に要した経費を除いた結果、所得があった人は、申告をする必要があります。ただし、事業として行っていない農業（例えば自家用の野菜や米のみの場合など）については申告の必要はありません。

(1) 農業所得とは

農業所得とは、農業に関するすべての収入から実際に支払った経費を差し引いた、農業から生じる利益のことをいいます。

$$\text{農業に関する収入金額} - \text{支払った経費} = \text{農業所得}$$



農業と関係のないものについては計上できません。

また、計上漏れがあると正しく所得の計算ができないため、領収書等を十分にご確認ください。

(2) 農業所得を正しく計算するために

農業に関する取引は少なくありません。この取引のひとつひとつが農業所得の計算に影響するため、こまめに記録を残す必要があります。

販売金額などの収入については、領収証の控えや販売記録などを残しましょう。また、領収書などは、3ページの「必要経費の一覧表」を参考に、経費の項目ごとに仕分けしておきます。

農業所得の申告をする際には、それらの収入や経費について収支内訳書（農業所得用）の作成が必要になります。2ページからの「収入金額の書き方」の説明や、11ページからの「書き方の例」を参考にして、収支内訳書を作成してください。



収支をこまめに記録することで、農業の経営状況が把握しやすくなるメリットもあります。

2 収入金額の書き方

農業に関する収入金額は、農作物などの販売金額だけに限りません。自家用として消費した野菜や米、農業に関する補助金なども収入金額に含まれます。

(1) 農作物などの販売金額

米や麦、野菜、花、果実、畜産などの農産物と、わらやもみなどの副産物を販売したときの金額が、これにあたります。また、くず米や米の精算金なども含まれますので注意してください。



出荷の際の手数料等がある場合には、それらの費用を差し引かれる前の金額が収入金額になります。

(2) 家事消費・事業消費

家庭で食べるために消費するものや、親類などへ贈与するものを家事消費といいます。また、小作料や機械代の代わりとして渡したものの、翌年の種もみとしてとっておくものなどを事業消費といいます。

家事消費や事業消費は現金等の収入はありませんが、仮に販売したらいくらになるのかに換算して、収入金額を計上します。



例えば米については、販売金額の1袋あたりの平均額を単価の基準とします。

(3) その他の農業収入

農業を営むことで生じる収入には他にも次のようなものがあります。これらは農業に関する雑収入として計上します。

(例)・農業共済の共済金（補償額）

- ・農業共済の無事戻金
- ・経営所得安定対策交付金
- ・農事組合法人からの支払金
- ・農地に立つ電柱等の敷地料
- ・中山間地域等直接支払制度交付金

} (※)



預貯金の口座へ直接支払われる場合もありますので、通帳の確認も忘れずしてください。

(※) 農事組合法人からの支払金などの申告については、10ページをご覧ください。

3 必要経費の書き方

農業に係る経費は、次の表の区分に沿って計上します。当てはまる区分がないときでも、農業を営むにあたり必要となるものについては経費として計上できます。その場合は、収支内訳書の空欄「⑨」～「⑳」に記入してください。

なお、減価償却費、租税公課及び動力光熱費などについては、「事業専用割合」による按分が必要となる場合があります。詳しくは4ページをご覧ください。

(1) 必要経費の一覧表

項 目	具 体 的 な 内 容
雇 人 費	雇人に対する労賃等（※1）
小作料・賃借料	小作料や機械の借料、共同施設利用料等
減 価 償 却 費	取得価額が10万円以上の農業用施設、農機具、車両等の償却費
貸 倒 金	売掛金などの貸倒損失
利 子 割 引 料	農業用の借入金に係る支払利息
租 税 公 課	農業に係る固定資産税、不動産取得税、自動車税、水利費等（※2）
種 苗 費	種もみ、種子苗等の購入費用
素 畜 費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料
肥 料 費	肥料の購入費用
飼 料 費	飼料の購入費用
農 具 費	取得価額が10万円未満又は耐用年数が1年未満の農具の購入費用（※3）
農 薬 衛 生 費	農薬の購入費用、防除費等
諸 材 料 費	ビニールシート、縄、支柱等の生産資材の購入費
修 繕 費	農機具、農業用建物等の修理に要した費用、車検代等（※4）
動 力 光 熱 費	農業に使用した電気等の料金、灯油、ガソリン等の燃料費
作 業 用 衣 料 費	作業衣、長靴等の購入費用
農 業 共 済 掛 金	水稻、農業用自動車等に係る共済掛金、価格補填のための負担金・拠出金
荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃、出荷（荷受）機関等に支払う手数料
土 地 改 良 費	土地改良事業の受益者負担金・客土費用
雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用（事務用品代、通信費等）

（※1）交換労務等で相殺されるものや、生計を一にする親族に対するものは認められません。

（※2）所得税、市県民税、国民健康保険税などは必要経費になりません。

（※3）農具費に該当しない農機具などは減価償却費として計上します。

（※4）1回の修繕費用が60万円以上で資本的支出（資産の価値を高めたり、耐久性を増したりすることなどを目的とする支出）となるものは減価償却費として計上します。

(2) 事業専用割合

事業専用割合とは、農業用としても家事用としても使用するものについて、農業で使用する割合から必要経費の見積を行う考え方です。

例えば軽トラックの事業専用割合が50%だとすれば、残りの50%は農業とは無関係の出費になるため、この部分については農業の経費には計上できません。



軽トラックの例では、関連する経費として、減価償却費、燃料費、軽自動車税、任意保険、車検費用などがありますが、全ての必要経費の割合は同じです。

農業の事業専用割合の考え方

【車両関係】（軽トラック等）… 減価償却費、燃料費、軽自動車税、任意保険料 など
農繁期とそれ以外の時期の使用頻度、走行距離などの比率によって事業専用割合を決めます。

（例）4月から9月までの6ヵ月間は農業用とし、他は日常用とする場合

$$\begin{aligned}\text{事業専用割合} &= \frac{\text{農繁期 } 6 \text{ ヶ月 (4月から9月まで)}}{\text{全 体 } 12 \text{ ヶ月 (1年間)}} \times 100 \\ &= 50 \%\end{aligned}$$

【建物関係】（納屋等）… 減価償却費、固定資産税 など
農業用と居住用の面積の比率によって事業専用割合を決めます。

（例）建物のうち1階が農機具倉庫70㎡で、2階が生活物置30㎡である場合

$$\begin{aligned}\text{事業専用割合} &= \frac{\text{農業用 } 70 \text{ m}^2 \text{ (1階の農機具倉庫部分)}}{\text{全体 } 100 \text{ m}^2 \text{ (1階の農機具倉庫 } 70 \text{ m}^2 + 2 \text{ 階の生活物置 } 30 \text{ m}^2)} \times 100 \\ &= 70 \%\end{aligned}$$

【動力光熱費】… 電気料、水道料、燃料費 など
農繁期とそれ以外の時期における費用を比べて、差額から事業専用割合を決めます。

（例）農繁期（4月、5月）とそれ以外の時期（2月、3月）での水道料金の比較
7月引落（4月、5月使用分）10,000円、5月引落（2月、3月使用分）7,000円
であるとき、差額（農業で使用した部分）は、 $10,000 - 7,000 = 3,000$ 円

$$\begin{aligned}\text{事業専用割合} &= \frac{3,000 \text{ 円 (上記の差額)}}{10,000 \text{ 円 (7月引落分)}} \times 100 \\ &= 30 \%\end{aligned}$$

(3) 農業に係る税金

農業を営むにあたって、納付した税金についても、必要経費として計上できます。これを租税公課といいます。具体的には、農地や納屋などに課せられる固定資産税及び都市計画税、軽トラックなどの（軽）自動車税、水利費などが対象となります。



固定資産税・都市計画税の計算方法

市役所から送られる固定資産税・都市計画税の納税通知書には、農業に係る税金だけでなく、居住用の土地や家屋などの農業と関係のないものが含まれています。農業の必要経費を計上するには、農業部分のみの税額を自分で計算しなければなりません。農業の必要経費を求めるための、納税通知書の見方と計算方法は次のとおりです。

- ① 農業に関連する資産の「固定資産税課税標準額」と「都市計画税課税標準額」の合計額を計算します。このとき、納屋などのように事業専用割合があるものは、事前に事業専用割合を乗じて、課税標準額を計算しておきます。

[illegible]

- ② 事業専用割合を乗じて算出した「固定資産税課税標準額」の合計額に、税率0.014を乗じて、農業部分のみの固定資産税の額を計算します。
- ③ 事業専用割合を乗じて算出した「都市計画税課税標準額」の合計額に、税率0.003を乗じて、農業部分のみの都市計画税の額を計算します。
- ④ ②と③の合計額が農業部分のみの税額（必要経費として計上できる金額）になります。

(4) 減価償却費の計算

取得価額が10万円以上の農機具や建物、車両などについては、費用を1年で全額計上するのではなく、決められた年数で分割して計上しなければなりません。これを減価償却といいます。



減価償却費の計算は複雑ですので、正しく経費の計上ができるよう、あらかじめ償却資産台帳を作成しておきましょう。

取得価額10万円以上20万円未満の減価償却

取得価額が10万円以上20万円未満のものは、通常の減価償却の計算よりも簡易な方法で計算することができます。これを一括償却といいます。

一括償却では、取得価額の3分の1の額を計算し、これを3年間に分けて計上します。

【一括償却の計算例】18万円の草刈機を購入した場合

1年目 … 18万円 × 1/3 = 6万円 を計上

2年目 … 18万円 × 1/3 = 6万円 を計上

3年目 … 18万円 × 1/3 = 6万円 を計上

(1円未満の端数が出る場合は、いずれかの年を切り上げて調整してください。)



一括償却では、通常の減価償却と異なり、月割の計算がありません。

減価償却費の計算事例

【例1：20万円以上の農機具を購入】令和6年1月に20万円のコンバインを購入した場合

取得価額が20万円以上の農機具等を新品購入した場合、8ページに記載している農機具ごとの耐用年数で、分割して経費計上することとなります。

コンバインの耐用年数は7年であり、7ページに記載している計算方法を用いると、

○令和6年～令和11年の6年間…毎年28,600円 合計171,600円

○令和12年…28,399円 (※1円を残し、残りの金額を経費計上する。)

となります。2月から12月の間に購入した場合は、最初と最後の年の金額が変動します。

【例2：10万円未満の農機具を複数購入】68,250円と77,700円の草刈機を購入した場合

2台の合計金額は145,950円で10万円以上になりますが、減価償却となるかどうかは1台ごとの取得価額で決まります。この場合は1台ごとの取得価額がいずれも10万円未満のため、減価償却費ではなく、農具費に計上します。

なお、購入したものが異なる種類であっても、1台ごとの取得価額で判断します。

【例3：取得価額】令和6年1月に値引や下取により、860,000円で新車の軽トラックを購入した場合

- ・車両本体価格 970,000円
- ・値引額 △ 50,000円 (計算に含める)
- ・下取 △ 60,000円 (計算に含めない)
- ・支払額 860,000円

支払額ではなく、値引後で下取前の金額920,000円が取得価額になります。

軽トラックの耐用年数は4年(8ページ参照)なので、令和6年から令和9年の4年間に分けて、減価償却費を計上することになります。



対象となる資産を取得する際に補助金等を受けているときには、それを差し引いた後の金額が、取得価額となります。

減価償却の計算方法

減価償却費は、次の式で計算します。この式で算出した額は普通償却費といいます。なお、資産の取得時期によって計算方法が異なりますのでご注意ください。



ここでは一般的な計算方法の「定額法」について説明します。

東広島市（市民税課）のホームページには、取得価額や取得年月を入力するだけで、減価償却の自動計算ができるエクセルファイルを掲載していますので、ぜひご活用ください。

$$\begin{array}{c} \boxed{\text{取得}} \\ \boxed{\text{価額}} \end{array} \times \begin{array}{c} \boxed{\text{平成19年4月以降に取得}} \\ \boxed{\text{したものは【100\%】}} \\ \boxed{\text{平成19年3月以前に取得}} \\ \boxed{\text{したものは【90\%】}} \end{array} \times \boxed{\text{償却率}} \times \boxed{\frac{\text{月数}}{12 \text{ ヶ月}}} \times \boxed{\text{事業専用}} \\ \boxed{\text{割合}}$$

○償却率…資産の種類ごとに定められた耐用年数によって異なります。主な農業用資産の償却率は8ページをご覧ください。

○月 数…年の中途（2月から12月の間）に資産を取得した場合は、最初の年と最後の年は所有していない期間があるため、その部分を除くために償却費にその年に所有した月数／12ヵ月を乗じて計算します。

なお、減価償却は、計上した経費の合計額が取得価額に達するまで毎年行いますが、最後の年には1円を残すようにします。

償却資産台帳の書き方（計算例）を12・13ページに掲載していますので、参考にしてください。

特別償却費と均等償却

平成19年3月以前に取得した資産については、上記のとおり計算を行うと取得価額の10%部分が残ったままとなります。そのため、特別償却費と均等償却によって償却を行います。



平成19年4月以降に取得した資産では、上記の計算で全て償却できるため問題ありません。

○特別償却費…普通償却によって取得価額の90%部分の償却が終わった年の償却費に、取得価額の5%を上限として特別償却費を計上します。なお、普通償却費と特別償却費の合計が、12ヵ月所有していた（12／12ヵ月）ものとして計算した額を超えるときには、その部分を翌年に計上してください。

○均 等 償 却…特別償却費による償却が終わった翌年から、取得価額の1%ずつを5年間にわたって均等に償却します。なお、均等償却ができるのは平成20年分以降の申告になります。

主な農業用資産の耐用年数と償却率

減価償却の計算に用いる耐用年数と償却率について、主なものは次のとおりです。なお、資産の取得時期によって、償却率が異なるため、計算の際にはご注意ください。

種 類	用途・構造	耐用年数	償 却 率	
			H19.4.1 以降取得	H19.3.31 以前取得
建 物	木造（倉庫・納屋）	15 年	0.067	0.066
農機具等	乗用トラクター	7 年	0.143	0.142
	耕運機	7 年	0.143	0.142
	畦ぬり機	7 年	0.143	0.142
	管理機	7 年	0.143	0.142
	草刈機	7 年	0.143	0.142
	田植機	7 年	0.143	0.142
	育苗機	7 年	0.143	0.142
	播種機	7 年	0.143	0.142
	散粉機	7 年	0.143	0.142
	噴霧機	7 年	0.143	0.142
	コンバイン	7 年	0.143	0.142
	バインダー	7 年	0.143	0.142
	米選機	7 年	0.143	0.142
	もみすり機	7 年	0.143	0.142
	脱穀機	7 年	0.143	0.142
	乾燥機	7 年	0.143	0.142
	トップカー	7 年	0.143	0.142
車 両	軽トラック	4 年	0.250	0.250
	貨物自動車	5 年	0.200	0.200

【中古資産の耐用年数（簡便法）】

中古資産については、次の計算式で耐用年数を算出します（最低2年、1年未満切捨て）。

- 耐用年数の全部を経過している場合

$$\text{耐用年数} = \text{法定耐用年数} \times 20\%$$

- 耐用年数の一部を経過している場合

$$\text{耐用年数} = (\text{法定耐用年数} - \text{経過年数}) + (\text{経過年数} \times 20\%)$$



減価償却の詳細については、国税庁のホームページに掲載されています。

また、市ホームページに掲載しております償却資産台帳（エクセル）内に、耐用年数と償却率の詳細を載せていますのでご確認ください。

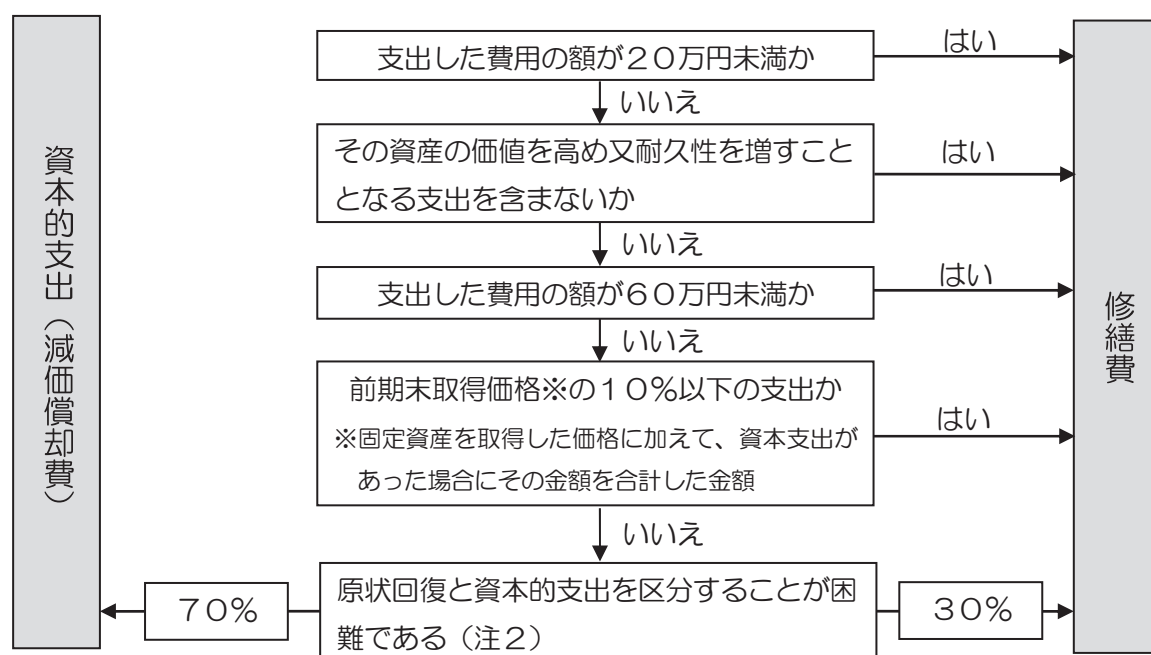
4 災害により固定資産等に損害が生じた場合の取扱

災害により、農業に係る固定資産などに損失や損壊が生じた場合、資産の損失の金額や資産を被災直前の状態まで回復するために支出した費用を、必要経費として計上できます。

必要経費の種類	必要経費に算入する金額
資産の損失の金額	損失の金額＝被災直前の簿価（未償却残高）－被災直後の時価 － 保険金等（注1）
災害関連支出	取壊又は除去のための費用（付随費用（引取費用など）も含む。）
修繕費	下図の「被災直前の原状に回復するために支出した費用の取扱」のとおり。
資本的支出 （減価償却費）	損壊した資産の価値を高め、その耐久性を増すこととなると認められる部分に対する金額は、資本的支出として減価償却の対象となる。

（注1）損失を補填するために支出を受ける保険金、損害賠償金その他これらに類するもの。

被災直前の原状に回復するために支出した費用の取扱



（注2）損壊した資産について支出した費用で、その費用の額を原状回復のために支出した部分（修繕費）とその他の資産の価値を高める部分に区別が困難なものについては、その費用の額の30%相当額を修繕費とし、70%相当額を資本的支出（減価償却費）とします。

5 農事組合法人からの支払金などの申告

農事組合法人から支払を受けたときは、個人で農業を行っているか（自作農地部分があるか）どうかによって、申告する収入の種類が変わってきます。

個人で農業を行っていない人が農業に関連する収入を受けたときは、農業収入ではなく、他の所得区分で申告してください。

なお、役員報酬は給与収入として計上します。



農事組合法人設立に伴う出資金は、必要経費になりません。ご注意ください。

収入の種類と所得区分

収入の種類		個人で農業を行っている人	個人で農業を行っていない人
農事組合法人からの支払	地代 (小作料)	農業所得（雑収入）	不動産所得
	畦畔管理料		雑所得（業務）
	水稻管理料		
	機械リース代		
	賃金・作業労賃（注）		

（注）源泉徴収票が発行されている場合は、個人で農業を行っているかどうかに関わらず、給与収入として計上します。

その他の農業に関する収入

収入の種類	個人で農業を行っている人	個人で農業を行っていない人
電柱敷地料	農業所得（雑収入）	不動産所得
中山間地域等 直接支払交付金		雑所得（その他）

6 書き方の例

次のページからは、農業所得の申告に重要となる次の4種類の書類の書き方の例を掲載しています。また、21ページ以降は様式集になっていますので、各様式を切り離してお使いください。

償却資産台帳 … 12・13ページ

減価償却費の計算を行うために使用します。減価償却費は複数年にわたって計上しますが、申告のたびに計算すると誤りやすく、手間もかかります。そのため、あらかじめ償却が終わる年までの計算を一括して行い、資産ごとに台帳を作成しておきましょう。

東広島市（市民税課）のホームページには、取得価額や取得年月を入力するだけで、減価償却の自動計算ができるエクセルファイルを掲載していますので、ぜひご活用ください。

(<https://www.city.higashihiroshima.lg.jp/soshiki/zaimu/3/5/22701.html>)

農業収支整理表 … 14・15ページ

収支内訳書を正しく作成するために使用します。収支内訳書には、主に合計金額などを記載することとなりますが、農業収支整理表であらかじめ計算をしておくことで、計算の過程が把握しやすくなります。

収支内訳書 … 16・17ページ

農業所得の計算根拠として申告書に添付します。記載漏れや計算誤りがある場合には、正しい申告ができず、税金の計算誤りの原因となることもありますので、ご注意ください。

農業用簡易帳簿 … 18・19ページ

平成26年1月1日から帳簿を備え付けて収入金額や必要経費を記帳することが義務付けられました。帳簿の種類などは自由ですが、取引や収穫量が分かる内容であることが必要となります。

日々の取引などを記帳することで、農業収支整理表の代わりとなり、収支内訳書の作成が容易になります。

市販の帳簿を使わない場合は、この農業用簡易帳簿を、ぜひご活用ください。

(1) 償却資産台帳

平成19年4月以降に取得した資産の減価償却の例

[illegible]

平成19年3月以前に取得した資産の減価償却の例

建物・軽トラック		倉庫		耐用年数	15	年	償却資産台帳								
取得価額		2,000,000 円		取得年月	平成 18 年 9 月	事業専用割合	100								
〇減価償却費の計算															
平成19年3月以前に取得した資産は 取得価額×90%				9月取得のため、 初年度の所有期間(月数)は4ヶ月											
年分	減価償却資産 の名称等 (繰延資産を含む)	面積 又は 数量	取得 (成熟) 年月	取得価額 (償却保証額)	償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	償却率 又は 定率	本年分の 普通償却費	特別 償却費	本年分の 償却費合計	事業専 用割合	本年分の必要 経費算入額	未償却残高 (期末残高)	摘 要
H18	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	● 39,600		39,600	100%	39,600	1,960,400	
H19	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,841,600	
H20	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,722,800	
H21	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,604,000	
H22	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,485,200	
H23	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,366,400	
H24	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,247,600	
H25	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,128,800	
H26	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	1,010,000	
H27	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	891,200	
H28	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	772,400	
H29	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800		普通償却、特別償却が終わった翌年から、 取得価額の1%ずつを償却します。
H30	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800		
R1	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	416,000	
R2	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	118,800		118,800	100%	118,800	297,200	
R3	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066	● 97,200	● 21,600	118,800	100%	118,800	178,400	
R4	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066		● 78,400	78,400	100%	78,400	100,000	最終
R5	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066			● 20,000	100%	20,000	80,000	5年均等償却
R6	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066			20,000	100%	20,000	60,000	5年均等償却
R7	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066			20,000	100%	20,000	40,000	5年均等償却
R8	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066			20,000	100%	20,000	20,000	5年均等償却
R9	倉庫		18-9	2,000,000	1,800,000	定額	15年	0.066			19,999	100%	19,999	1	5年均等償却

(2) 農業収支整理表

令和 6 年分 農業収支整理表 (この整理表は、収支内訳書に記入される前に、農業収支を集計・整理するためにご利用ください。)

収 入						経 費				
	種 類	販売先	単 価	数 量	金 額 (円)		内 容	支 払 先	金 額 (円)	
① 販売金額	☒ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☒ J A ☐ 個人	5,900	40	236,000	⑧ 雇人費	☐ 耕起 ☒ 代かき ☒ 田植 ☐ 収穫 ☐ 乾燥 ☐ 調整 ☒ 運搬	☒ J A ☐ 個人 ()	25,000	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☒ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☒ 個人	5,600	20	112,000		☐ 耕起 ☐ 代かき ☐ 田植 ☒ 収穫 ☐ 乾燥 ☐ 調整 ☐ 運搬	☐ J A ☒ 個人 (西条町 × × ○山△男)	30,000	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☐ 個人					その他		13,000	
	計								68,000	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☐ 個人				⑨ 小作料 賃借料	内 容	支 払 先	金 額 (円)	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☐ 個人					小作料	〇〇ファーム	20,000	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☐ 個人					機械借料	〇〇ファーム	20,000	
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()	☐ J A ☐ 個人					共同施設利用料	☒ ライスセンター ☐ カントリーエレベータ	25,000	
		くず米	☒ J A ☐ 個人	1,500	1	1,500		その他		
		米精算金	☒ J A	3,500	1	3,500		計		65,000
	野菜	☐ J A ☐ 個人				⑩ 減価償却費	種類・名称(取得価額10万円以上の農業用資産)	本年分の必要経費 算入額 (円)		
		☐ J A ☐ 個人					トラクター	69,500		
		☐ J A ☐ 個人					軽トラック	112,500		
		☐ J A ☐ 個人					草刈機	60,000		
	計				353,000					
② 家事消費・事業消費金額	☒ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()		5,900	20	118,000					
	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ()									
	事業消費(現物での支払等)									
	家事消費野菜(ばれいしょ、トマト)		9,000	1	9,000					
	野菜									
	計				127,000					
③ 雑収入	農作物の共済金等の受取(水稻共済無事戻金)									
	経営所得安定対策交付金					42,000				
	電柱等の敷地料					3,000				
	農業法人等からの地代									
	農作業の受託収入					43,000				
	機構集積協力金(農地集積協力金)									
	農業法人からの出賃金・役員報酬等(源泉徴収票が発行されない場合)									
	中山間地域等直接支払制度交付金					35,000				
	()									
	計					123,000				
④ 小計(①+②+③) ※棚卸を行わない場合は⑦=④					603,000					
④ 租税公課	その他の経費									
		種 類			金 額 (円)					
		農業用資産に課された固定資産税 (課税標準額 × 税率)			23,000					
		農業用資産に課された不動産取得税			5,200					
		農業用普通トラック等に課された自動車税								
	軽トラック・トラクター・コンバインに 課された軽自動車税			7,200						
	水利費・組合費・部会費等			1,500						
	計			36,900						

そ の 他 の 経 費					
	内 容	金 額 (円)		種 類	金 額 (円)
㊦ 種 苗 費	種もみ代		㊱ 作業用 衣料費	JA購買リスト分	
	水稻苗代	50,000		その他	600
	野菜の種・苗・種いも	3,000		計	600
	その他		㊲ 農業共済 掛金	内 容	金 額 (円)
	計	53,000		水稻共済の掛金	3,500
㊧ 素 畜 費	畜産関係経費			農業用建物の共済掛金・損害保険料 (掛金の金額 × 専用割合)	4,500
㊨ 肥 料 費	種 類	金 額 (円)		農業用自動車の共済掛金・任意保険料 (掛金の金額 × 専用割合)	13,000
	JA購買リスト分	18,000		収入減少影響緩和対策拠出金	22,500
	その他	15,000		需要基金拠出金	
	計	33,000		集荷円滑化拠出金	
㊩ 飼 料 費	畜産関係経費			その他	
㊪ 農 具 費	農具の種類(購入価格10万円未満の農具代)	金 額 (円)		計	43,500
	防除ネット	5,000	㊳ 荷造運賃 手数料	種 類	金 額 (円)
	計	5,000		出荷用袋・資材費	3,000
㊫ 農 業 衛 生 費	種 類	金 額 (円)		出荷のための運賃・手数料	
	JA購買リスト分	12,500		その他	
	その他	5,000		計	3,000
	計	17,500	㊴ 土地改良費	種 類	金 額 (円)
㊬ 諸 材 料 費	種 類	金 額 (円)		土地改良事業の負担金(必要経費部分)	12,500
	JA購買リスト分	3,000		その他	
	その他	3,500		計	12,500
	計	6,500	㊵ (除却損)	廃棄した減価償却資産の未償却残高	36,000
㊭ 修 繕 費	内 容	金 額 (円)	㊶ ()		
	農機具の修理代	40,000	㊷ ()		
	農業用建物の修繕 (費用 × 専用割合)		㊸ ()		
	農業用自動車の修理代・車検費用 (費用 × 専用割合)	45,000	㊹ ()		
	その他	10,000	㊺ 雑 費	種 類	金 額 (円)
	計	95,000		事務用品代	1,800
㊮ 動 力 光 熱 費	内 容	金 額 (円)		農業新聞・農業雑誌	2,500
	農業に使用した電気代	動力 6,500 一 般 5,600		その他	
	農業に使用した燃料代 (ガソリン代・軽油・灯油)	18,500		計	4,300
	その他	14,000	㊻	その他の経費の小計(㊴から㊺までの計)	391,400
	計	44,600	㊼	経費計(㊸から㊺までの計 + ㊻)	793,400

(3) 収支内訳書

農業収支整理表の①、②、③の番号やイ、ロ、ハなどの記号どおりに転記すると、この表が作成できます。

(表面)

令和 06 年分収支内訳書 (農業所得用)									
住所		業種名	依頼	事務所	FA7100				
住 氏名フリガナ氏名					○雇入費の内訳				
令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)					○小作料・賃借料の内訳				
この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。					雇入費の内訳を、この欄に書き入ります。 支払は、現金と現物に分けて記入します。 ※交換労務等で相殺されるものや、生計を一にする親族に対するものは認められません。				
科 目 金 額 (円)					科 目 金 額 (円)				
収入					支出				
① 販売金額					① 修繕費				
② 家事消費金額					② 動力光熱費				
③ 雑収入					③ 作業用衣料費				
④ 小計 (①+②+③)					④ 農業共済掛金				
⑤ 農産物の期首					⑤ 荷造運賃手数料				
⑥ 棚卸高期末					⑥ 土地改良費				
⑦ 計 (④-⑤+⑥)					⑦ 除却損				
⑧ 雇入費					⑧ 雑費				
⑨ 小作料・賃借料					⑨ 経費				
⑩ 減価償却費					⑩ 経費				
⑪ 貸倒金					⑪ 経費				
⑫ 利子割引料					⑫ 経費				
⑬ 租税公課					⑬ 経費				
⑭ 農産物					⑭ 経費				
⑮ 畜産					⑮ 経費				
⑯ 肥料					⑯ 経費				
⑰ 飼料					⑰ 経費				
⑱ 農具					⑱ 経費				
⑲ 農薬					⑲ 経費				
⑳ 衛生					⑳ 経費				
㉑ 諸材料費					㉑ 経費				
計					計				
所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額					所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額				
JA 代かき、田植、運搬					JA 代かき、田植、運搬				
西条町××O山△男収穫					西条町××O山△男収穫				
その他(1人分)					その他(1人分)				
計					計				
支払先の住所・氏名					小作料、賃借料等の別				
OOファーム					小作料				
ライスセンター					賃借料				
家族内で給与を支払っている場合に記載します。					家族内で給与を支払っている場合に記載します。				
氏名 (年齢) 性別 月 日 年 月 日					氏名 (年齢) 性別 月 日 年 月 日				
○事業専従者の氏名等					○事業専従者の氏名等				
氏名 (年齢) 性別 月 日 年 月 日					氏名 (年齢) 性別 月 日 年 月 日				
○収入合計から⑭(経費合計)を引いて書き入ります。マイナスになるときは、数字の頭に▲を書いてください。					○収入合計から⑭(経費合計)を引いて書き入ります。マイナスになるときは、数字の頭に▲を書いてください。				

収支内訳書は、この裏面から記載（作成）します。

それぞれの金額を、表面の①、②、③へ転記します。

[illegible]

減価償却資産等の名称 (繰延資産を含む)	面積又は数量	取得 (成熟) 年月	④取得価額 (償却補償額)	⑤償却の基礎 になる金額	償却 方法	耐用 年数	⑥償却率 又は 償却率 に要する 期間	⑦本年分の 普通償却費 (②×⑧×⑨)	⑧本年分の 特別償却 費	⑨本年分の 償却費合計 (⑧+⑨)	⑩事業専 用割合 %	⑪本年分の必要 経費算入額 (⑩×⑫)	⑫未償却残高 (期末残高)	摘 要
トラクター	1	年 月 30 4	円 486,010	円 486,010	定額	7	12 12	円 69,500	円	円 69,500	100	円 69,500	円 16,885	
軽トラック	1	年 月 4 1	円 900,000	円 900,000	定額	4	12 12	円 225,000	円	円 225,000	50	円 112,500	円 225,000	
草刈機	1	年 月 4 6	円 180,000	円 180,000	一括	—	— 12		円	円 60,000	100	円 60,000	円 0	
							— 12							
							— 12							
							— 12							
							— 12							
計							— 12					円 242,000		

欄が少ないときは、別紙に
書いて添付して下さい。

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ④欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の名称	取得、生産、定植等の年月日	④前年の繰越額	⑤育成費用の明細					⑥本年中に成熟したもの の取得価額	⑦翌年へ繰越額 (⑥+⑧-⑨)	⑩、⑪、⑫の欄の金額の計算方法
			⑧本年中の種苗費、種肥料、薬苗費	⑨本年、農薬等の肥料、農薬等の下の費用	⑩小計 (⑧+⑨)	⑪育成中の果樹等から生じた収入金額	⑫本年に取得した額に 加算する金額 (⑩-⑪)			
		円	円	円	円	円	円	円		
						⑦				
計										

◎本年中における特殊事情

(4) 農業用簡易帳簿

(表面)

令和6年分農業用簡易帳簿

令和6年			収 入			経 費																			備考				
月	日	摘 要	① 販売金額	② 家事消費費 金額	③ 雑収入	④ 雇入費	⑤ 小作料 賃借料	⑥ 減価償却 費	⑦ 賃借金	⑧ 利子割引 料	⑨ 租税公課	⑩ 雑費	⑪ 青果費	⑫ 肥料費	⑬ 飼料費	⑭ 農具費	⑮ 農業・ 衛生費	⑯ 諸材料費	⑰ 修繕費	⑱ 動力・光熱 費	⑲ 作業用 衣料費	⑳ 農業共済 掛金	㉑ 荷造運賃 手数料	㉒ 土地改良 費	㉓ 除却損	㉔ 雑費			
-	-	〇〇月小計 (前ページから)									36,900																		
-	-	累 計 (前ページから)		118,000							36,900			33,000			5,000												
〇〇	×	農具購入 〇〇商店 様、コンテナ他																											
〇〇	×	米販売 JA コシヒカリ 40袋	236,000																										
〇〇	×	電柱等の敷地料			3,000																								
〇〇	×	小作料 〇〇ファーム				20,000																							
		〇〇月計	236,000		3,000		20,000				36,900					5,000													
		累計	236,000	118,000	3,000		20,000				36,900			33,000		5,000													
〇〇	×	農作業依頼 依頼先：〇山△男				30,000																600							
〇〇	×	作業用衣料購入 ビニール手袋、足袋																											
〇〇	×	コンバイン修理 〇〇農機店																	40,000										
〇〇	×	耕運機農薬																							36,000				
〇〇	×	〇〇月分水道料金 ×3.0%																			3,000								
〇〇	×	専有り機發引購入 〇〇商店																											
-	-	〇〇月小計 (次ページへ)				30,000																							
-	-	累 計 (次ページへ)	236,000	118,000	3,000	30,000	20,000				36,900			33,000		5,000										36,000			

項目にないものがあれば、空欄に追加します。

前ページからの月小計、累計を記入します。

支出、収入の内容についてわかりやすく
簡潔に記入します。

次ページへ繰り越す月小計、累計を記入します。

〇〇月××日集込確認

項目にないものがあれば、空欄に追加します。

前ページからの月小計、累計を記入します。

支出、収入の内容についてわかりやすく簡潔に記入します。

次ページへ繰り越す月小計、累計を記入します。

令和6年分収穫量

月		日	米			やさい			その他			備 考
			コシヒカリ	ヒノカリ	意の予感	ばれいしょ	トマト					
○	○	×				10kg						
○	○	×					5kg					
○	○	×	1,000kg									
○	○	×	800kg									
○	○	×			400kg							
○	○	×			200kg							
○	○	×										

収穫した農作物の種類を記入します。

収穫の日付、収穫量について、わかりやすく
簡潔に記入します。

○必要經費一覽表

項目	具体的な内容	項目	具体的な内容
雇入費	雇入に対する労賃等(※1)	農具費	取得価額が10万円未満又は耐用年数1年未満の農具の購入・費用(※3)
小作料・賃借料	小作料や機械の借料、共同施設利用料等	農薬衛生費	農薬の購入・費用、防除費等
減価償却費	取得価額が10万円以上の農業用施設、農機具、車両等の償却費	諸材料費	ビニール、むしろ、網等の生産資材の購入費
貸倒金	売掛金などの貸倒損失	修繕費	農機具、農業用建物等の修理に要した費用、車検代等(※4)
料子料引料	農業用の借入金に係る支払利息	動力加熱費	農業に使用した電気等の料金、灯油、ガソリン等の燃料費
租税公課	農業に係る固定資産税、不動産取得税、自動車税、水利費等(※2)	作業用衣料費	作業衣、長靴等の購入費用
租税費	種もみ、種子苗等の購入・費用	農業用衣掛金	水稲、農業用車両等に係る共済掛金、価格補填のための負担金・提出金
乗費費	子牛、干豚、ひななどの取得費及び備付料	信託運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃、市場等に支払う手数料
肥料費	肥料の購入費用	土地改良費	土地改良事業の受益者負担金・密土費
飼料費	飼料の購入費用	雑費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(事務用品代等)

(※1)交換労働等で相殺されるものや、生計を一にする親族に対するものは認められません。

(※2) 所得税、市県民税、国民健康保険税等は必要経費になりません。

(※3) 農具費に該当しない農機具等は減価償却費として計上します。

(※4)1回の修繕費用が60万円以上で資本的支出(資産の価値を高めたり耐久性を増すなど)となるものは減価償却費として計上します。

様式集

- 償却資産台帳
- 農業収支整理表
- 収支内訳書
- 農業用簡易帳簿

各様式は、切り離してお使いください。

令和 年分 農業収支整理表（この整理表は、収支内訳書に記入される前に、農業収支を集計・整理するためにご利用ください。）

収 入							
① 販 売 金 額	種 類		販 売 先	単 価	数 量	金 額（円）	
	米	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）	☐ J A ☐ 個人			袋	
		☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）	☐ J A ☐ 個人			袋	
		☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）	☐ J A ☐ 個人			袋	
		☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）	☐ J A ☐ 個人			袋	
		くず米	☐ J A ☐ 個人				
		米精算金	☐ J A				
		野 菜		☐ J A ☐ 個人			
			☐ J A ☐ 個人				
	そ の 他		☐ J A ☐ 個人				
			☐ J A ☐ 個人				
	計						
	② 家 事 消 費 ・ 事 業 消 費 金 額	米	☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）			袋	
☐ コシヒカリ ☐ ヒノヒカリ ☐ あきろまん ☐ 恋の予感 ☐ 中生新千本 ☐ （ ）					袋		
事業消費（現物での支払等）							
野 菜		家事消費野菜（ ）					
		事業消費					
		その他					
計							
③ 雑 収 入	農作物の共済金等の受取（水稻共済無事戻金）						
	経営所得安定対策交付金						
	電柱等の敷地料						
	農業法人等からの地代						
	農作業の受託収入						
	機構集積協力金（農地集積協力金）						
	農業法人からの出投資金・役員報酬等（源泉徴収票が発行されない場合）						
	中山間地域等直接支払制度交付金						
	（						

経 費			
⑧ 雇人費	内 容	支 払 先	金 額 (円)
	☐ 耕起 ☐ 代かき ☐ 田植 ☐ 収穫 ☐ 乾燥 ☐ 調整 ☐ 運搬	☐ J A ☐ 個人 ()	
	☐ 耕起 ☐ 代かき ☐ 田植 ☐ 収穫 ☐ 乾燥 ☐ 調整 ☐ 運搬	☐ J A ☐ 個人 ()	
	その他		
計			
⑨ 小作料 賃借料	内 容	支 払 先	金 額 (円)
	小作料		
	機械借料		
	共同施設利用料	☐ ライスセンター ☐ カントリーエレベータ	
	その他		
計			
⑩ 減価償却費	種類・名称 (取得価額10万円以上の農業用資産)		本年分の必要経費 算入額 (円)
	計		
⑪ 貸倒金	売掛金が回収できなくなった場合の損害金		
⑫ 利子割引料	内 容	支 払 先	金 額 (円)
	農業用資産の借入利息		
	手形割引料		
計			
そ の 他 の 経 費			
① 租税公課	種 類		金 額 (円)
	農業用資産に課された固定資産税 (課税標準額 × 税率)		
	農業用資産に課された不動産取得税		
	農業用普通トラック等に課された自動車税		
	軽トラック・トラクター・コンバインに 課された軽自動車税		
	水利費・組合費・部会費等		
計			

その他の経費									
㊦ 種苗費	内 容		金 額 (円)		㊧ 作業用 衣料費	種 類		金 額 (円)	
	種もみ代					JA購買リスト分			
	水稻苗代					その他			
	野菜の種・苗・種いも								
	その他					計			
	計								
㊨ 素畜費	畜産関係経費				㊩ 農業共済 掛金	内 容		金 額 (円)	
㊪ 肥料費	種 類		金 額 (円)			水稻共済の掛金			
	JA購買リスト分					農業用建物の共済掛金・損害保険料 (掛金の金額 × 専用割合)			
	その他					農業用自動車の共済掛金・任意保険料 (掛金の金額 × 専用割合)			
	計					収入減少影響緩和対策拠出金			
㊫ 飼料費	畜産関係経費					需要基金拠出金			
㊬ 農具費	農具の種類(購入価格10万円未満の農具代)		金 額 (円)			集荷円滑化拠出金			
						その他			
	計				計				
	㊭ 農薬衛生費	種 類		金 額 (円)		㊮ 荷造運賃 手数料	種 類		金 額 (円)
JA購買リスト分				出荷用袋・資材費					
その他				出荷のための運賃・手数料					
計				その他					
㊯ 諸材料費	種 類		金 額 (円)		㊰ 土地改良費	種 類		金 額 (円)	
	JA購買リスト分					土地改良事業の負担金(必要経費部分)			
	その他					その他			
	計					計			
㊱ 修繕費	内 容		金 額 (円)		㊲ ()				
	農機具の修理代				㊳ ()				
	農業用建物の修繕 (費用 × 専用割合)				㊴ ()				
	農業用自動車の修理代・車検費用 (費用 × 専用割合)				㊵ ()				
	その他				㊶ 雑 費	種 類		金 額 (円)	
	計					事務用品代			
㊷ 動力光熱費	内 容		金 額 (円)			農業新聞・農業雑誌			
	農業に使用した電気代	動 力				その他			
		一 般			計				
	農業に使用した燃料代 (ガソリン代・軽油・灯油)				㊸ その他の経費の小計 (㊱から㊶までの計)				
	その他					㊹ 経費計 (㊸から㊴までの計 + ㊸)			
計									

令和 年分農業用簡易帳簿

[illegible]

令和 年分収穫量

[illegible]

○必要経費一覧表

項 目	具体的な内容	項 目	具体的な内容
雇人費	雇人に対する労賃等(※1)	農具費	取得価額が10万円未満又は耐用年数1年未満の農具の購入費用(※3)
小作料・賃借料	小作料や機械の借料、共同施設利用料等	農薬衛生費	農薬の購入費用、防除費等
減価償却費	取得価額が10万円以上の農業用施設、農機具、車両等の償却費	諸材料費	ビニール、むしろ、縄等の生産資材の購入費
貸倒金	売掛金などの貸倒損失	修繕費	農機具、農業用建物等の修理に要した費用、車検代等(※4)
利子割引料	農業用の借入金に係る支払利息	動力光熱費	農業に使用した電気等の料金、灯油、ガソリン等の燃料費
租税公課	農業に係る固定資産税、不動産取得税、自動車税、水利費等(※2)	作業用衣料費	作業衣、長靴等の購入費用
種苗費	種もみ、種子苗等の購入費用	農業共済掛金	水稻、農業用車両等に係る共済掛金、価格補填のための負担金・拠出金
素畜費	子牛、子豚、ひななどの取得費及び種付料	荷造運賃手数料	出荷の際の包装費用・運賃、市場等に支払う手数料
肥料費	肥料の購入費用	土地改良費	土地改良事業の受益者負担金・客土費用
飼料費	飼料の購入費用	雑 費	上記以外の費用で農業に関連して支払う費用(事務用品代等)

(※1) 交換労務等で相殺されるものや、生計を一にする親族に対するものは認められません。

(※2) 所得税、市県民税、国民健康保険税等は必要経費になりません。

(※3) 農具費に該当しない農機具等は減価償却費として計上します。

(※4) 1回の修繕費用が60万円以上で資本的支出(資産の価値を高めたり耐久性を増すなど)となるものは減価償却費として計上します。

令和 〇〇 年分収支内訳書 (農業所得用)

(あなたの本年分の農業所得の金額の計算内容をこの表に記載して確定申告書に添付してください。)

提出用

この収支内訳書は機械で読み取りますので、黒のボールペンで書いてください。

住所	業種名	事務所所在地
フリガナ氏名	農園名	氏名(名称)
	電話番号	電話番号

令和 年 月 日 (自 月 日 至 月 日)

整理番号

○雇人費の内訳

氏名・住所又は作業名	日数 延日	現金 円	金物 円	合計 円	所得税及び復興特別 所得税の源泉徴収税額 円
その他(人分)					
計				⑧	

○小作料・賃借料の内訳

支払先の住所・氏名	小作料、賃 耕料等の別	面積・数量 a・kg	支払額 円

○事業専従者の氏名等

氏名	年齢 (歳)	続柄	従事月数 月
	(歳)		
	(歳)		
	(歳)		
	(歳)		
延べ従事月数			

【税務署整理欄】

⑧					
⑨					

科 目		金 額 (円)				科 目		金 額 (円)				
収入金額	① 販売金額					その他の経費	⑪ 修繕費					
	② 家事消費費						⑫ 動力光熱費					
	③ 雑収入						⑬ 作業用衣料費					
	④ 小計 (①+②+③)						⑭ 農業共済掛金					
	⑤ 農産物の期首						⑮ 荷造運賃手数料					
	⑥ 棚卸高期末						⑯ 土地改良費					
	⑦ 小計 (④-⑤+⑥)						⑰					
	⑧ 雇人費						⑱					
	⑨ 小作料・賃借料						⑲					
	⑩ 減価償却費						⑳					
	⑪ 貸倒金						㉑					
	⑫ 利子割引料						㉒					
経費	① 租税公課					その他の経費	㉓ 雑費 農産物期首以外の棚卸高期末 結算から差し引く農圃牛馬等の育成費用 小計 (㉑-㉒+㉓)					
	② 種苗費						㉔ 費 計 (㉑-㉒+㉓+㉔)					
	③ 素畜費						㉕ 計 (㉑-㉒+㉓+㉔+㉕)					
	④ 肥料費						㉖ 専従者控除前の所得金額 (㉑-㉕)					
	⑤ 飼料費						㉗					
	⑥ 農具費						㉘ 専従者控除					
	⑦ 農薬費						㉙ 所得金額 (㉑-㉕-㉙)					
	⑧ 衛生費						㉚					
	⑨ 諸材料費						㉛ ⑩のうち、肉用牛について特例の適用を受ける金額					

○収入金額の明細

[illegible]

○減価却費の計算

[illegible]

(注) 平成19年4月1日以後に取得した減価償却資産について定率法を採用する場合にのみ①欄のカッコ内に償却保証額を記入します。

○果樹・牛馬等の育成費用の計算（販売用の牛馬、受託した牛馬は除きます。）

果樹・牛馬等の 名 称	取得・生産 ・定植等 の年月日	① 前 年 か ら 繰 越 額 円	育 成 費 用 の 明 細					① 年 中 に 成 熟 した も の の 価 額 円	⑦ 年 々 の 繰 越 額 円 (④+⑤-⑥)	⑧、⑨、⑫の の 金 額 の 欄 計 算 方 法
			④ 本 年 中 の 種 苗 費、 素 料、 円	① 本 年 中 の 肥 料、 の 投 入 費 円	② 小 計 (④+①) 円	⑤ 育 成 中 の 果 樹 等 か ら 生 じ た 収 入 金 額 円	⑩ 本 年 に 取 得 した 金 額 (②-⑤) 円			
計					⑦					

--

◎本年における特殊事情

